

岩手県告示第173号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成29年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成29年1月31日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社山崎建設
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市田鎖第3地割104番地
 - ウ 代表者の氏名 三好宗彦
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第3903号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成28年9月21日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成29年2月14日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社石川設備
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市滝沢字一ノ沢93番地4
 - ウ 代表者の氏名 石川道喜
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第6441号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年2月13日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成29年1月31日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社東建ハウス
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市長町一丁目7番6号
 - ウ 代表者の氏名 渡邊千津子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第7215号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成28年12月27日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成29年2月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社鈴木建設
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市前沢区字簾森36番地97
 - ウ 代表者の氏名 鈴木清徳
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第9030号
 - (3) 処分の内容 石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年2月3日付けで石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、造園工事

業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成29年1月31日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社新明企画

イ 主たる営業所の所在地 宮古市赤前第6地割69番地1

ウ 代表者の氏名 長洞英子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第9262号

(3) 処分の内容 管工事業及び電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年7月27日付けで管工事業及び電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成29年2月27日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 アクア技研株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市門一丁目15番22号A-101

ウ 代表者の氏名 吉田憲司

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第20473号

(3) 処分の内容 電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業及び電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成29年2月24日付けで電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業及び電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成29年2月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 開発ハウスサービス

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町七ツ森185番地4

ウ 代表者の氏名 赤石孝市

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第20731号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成29年2月3日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成29年2月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 マルヤス家具製作所

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字丸森21番地1

ウ 代表者の氏名 今野勇

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-26)第90054号

(3) 処分の内容 建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成29年2月1日付けで建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成29年1月31日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 飯岡興業

イ 主たる営業所の所在地 宮古市近内第4地割41番地2

ウ 代表者の氏名 飯岡力

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第120125号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年6月10日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成29年1月31日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 上林建設

イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町織笠第14地割25番地2

ウ 代表者の氏名 上林善博

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-25）第120093号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年8月5日付けで建築工事業、大工工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成29年1月31日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 大坂建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 宮古市宮町一丁目3番43号

ウ 代表者の氏名 大坂文人

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第5505号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年11月30日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。